

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部事業管理課斎場霊園担当(06-6630-3135)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	霊園の使用許可
概要	大阪市設霊園条例により、霊園を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市設霊園条例（昭和24年4月1日条例第32号）第3条第1項、第2項及び第5項 大阪市設霊園条例施行規則（昭和54年5月31日規則46号）第2条第1項第1号及び第4条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	○次の場合には許可を与えないことがある。 1. 多数の申請者の利用を調整するため、その結果（抽選）として許可できない場合 2. その他管理上の支障がある場合 ※「管理上の支障」とは、使用者や近隣住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修など、施設を適切に維持管理する上で妨げとなる具体的な支障をいう。
標準処理期間	3週間
経由日数	なし
提出先	市設霊園管理事務所
提出時期	募集要項で定める時期
提出方法	霊園使用許可申請書、住民票、その他募集で定める書類を環境局事業部事業管理課及び霊園を管理する各市設霊園管理事務所へ提出してください。
手数料	—
相談窓口	環境局事業部事業管理課もしくは市設霊園管理事務所
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html
備考	